

【参考】道路設計要領の変遷

平成 8 年 4 月に刊行した「岐阜県道路設計要領」は、平成 14 年 5 月に全面改定を行い、以下により取り扱うこととしています。

改定内容	改定通知	適用年月日	備 考
全面改定	H14.5.31	H14.6.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし修正範囲が軽微(委託設計を行うもの)の場合は適用が望ましい。
一部訂正①	H14.10.1	H14.10.1～	同上 【訂正内容：誤植等の訂正】
一部訂正②	H15.3.31	H15.4.1～	同上 【訂正内容：落石防護柵基礎等】
一部訂正③	H15.7.1	H15.7.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：幅員構成の考え方】
一部訂正④	H15.7.10	H15.7.10～	適用日以降に積算する工事に適用。これ以前のものであっても可能なものは適用。 【訂正内容：CO 吹付厚、凍上抑制層】
一部訂正⑤	H15.10.3	H15.10.1～	同上 【訂正内容：擁壁天端防護柵基礎鉄筋】
一部訂正⑥	H16.3.1	H16.3.1～	適用日以降に発注する工事に適用。これ以前のものであっても可能なものは適用。 【訂正内容：凍上抑制層材料】
一部訂正⑦	H16.9.1	H16.9.1～	同上 【訂正箇所：歩道の切り下げ】
一部訂正⑧	H16.9.30	H16.9.30～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：2、3、6、10、11、12、13、14、16章を訂正】
一部訂正⑨	H17.7.1	H17.7.1～	適用日以降に設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：13章を訂正】
一部訂正⑩	H18.2.1	H18.2.1～	適用日以降に工事・設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：10章を訂正】
一部訂正⑩	H19.10.31	H18.2.1～	適用日以降に工事・設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正内容：2～8、10～14章を訂正】
一部訂正⑫	H24.9.3	H24.8.1～	適用日以降に工事・設計に着手するものに適用。ただし、実施中のものであっても適用可能であれば検討。 【訂正箇所：1、6、10章】

道路設計要領 第12回改訂概要

1 改訂の基本方針

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（条例第53号）の施行（H24.8.1～）に伴い、具体的な運用方法について訂正、追記を行う。

- (1) 本書は、県で行う道路の新築又は改築の基準として使用し、国道と県道の場合で使い分け、特に記述のない場合は共通の基準として取り扱う。
- (2) 県独自基準である以下の項目に関する箇所について改訂する（県道にのみ適用可能）。
 - ・ 3種5級（1. 5車線）の適用
 - ・ 2車線道路の中央帯の設置
 - ・ 停車帯幅員
 - ・ 歩道幅員
 - ・ 交差点部車道幅員

2 主な改訂内容

- (1) 3種5級（1. 5車線）の適用
条例第3条（道路の区分の特例）に関連する1. 5車線的道路整備の適用について「第1章 道路設計一般 第2節 幾何構造（標準）1.幅員構成(1)」に条文とともに記述した。
- (2) 2車線道路の中央帯の設置
条例第5条（車線の分離等）第2項に関連する2車線道路の中央帯等の設置における記述を「第1章 道路設計一般 第2節 幾何構造（標準）1.幅員構成(3)」に条文とともに記述した。
- (3) 停車帯幅員
条例第8条（停車帯）に関連する停車帯の幅員の規定を「第1章 道路設計一般 第2節 幾何構造（標準）1.幅員構成(6)」に条文とともに記述した。
- (4) 歩道幅員
条例第11条（歩道）第3項の歩道の縮小規定に関連し、標準歩道幅員を表にまとめ、縮小規定の留意事項について「第10章 歩道および自転車歩行者道 第2節 歩道等 2.1.3 歩道等の幅員」に条文とともに記述した。
- (5) 交差点部車道幅員
条例第29条（平面交差又は接続）第3項及び第4項の縮小規定に関連し、国道と県道、各々の普通道路と小型道路の幅員を表にまとめ、「第6章 平面交差 第5節 平面交差付近の横断構成 1.車線幅員と車線数」に条文とともに記述した。